

「こどもの居場所」物価高騰対策支援補助金

趣 旨

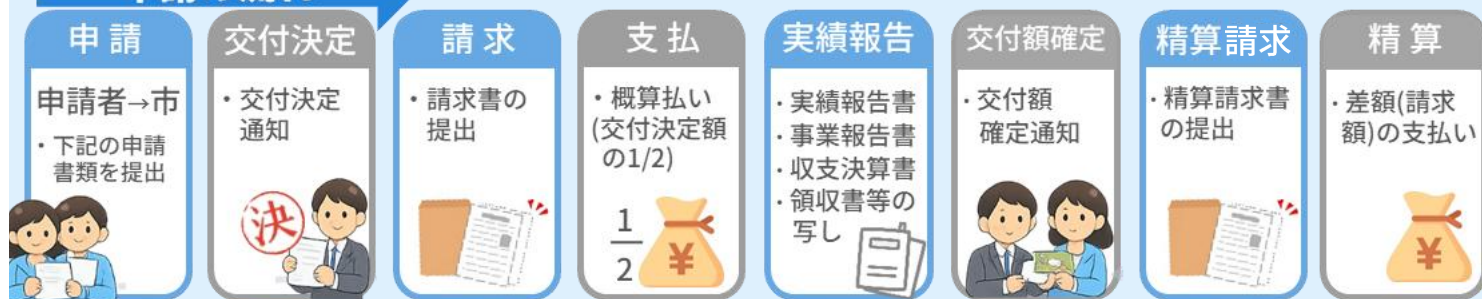
「こどもの居場所」を運営する団体または個人
に対して、物価高騰に伴う経済対策として、
予算の範囲内で補助金を交付する。

※本補助制度は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用しています



申請の流れ

※詳しくは申請の手引きや補助金交付要領をご覧ください



補助対象者(条件等)

対象

“継続的に”「こどもの居場所」を運営する団体または個人(こども食堂、プレーパーク、学習支援教室、フードパントリー)

条件

- ・R7年度活動実績:実施回数2回以上かつ延べ参加人数50人以上
- ・賠償責任保険に加入していること
- ・営利を目的としていないこと
- ・こどもの衛生上の安全に配慮していること
- ・保健所へ食品衛生又は給食施設等に関する届出を行っていること(こども食堂)

対象経費



補助金額

「R8年度申請の補助対象経費の総額」と以下の表に定める「R7年度の活動実績(参加人数)に該当する金額」のいずれか低い額

参加人数	補助金の上限額
50人～200人	200,000円
201人～400人	300,000円
401人以上	400,000円

補助金額は上限40万円

対象期間・申請書類

対象期間

R8.4.1～R9.3.31

申請書類

- ・事業計画書
- ・収支予算書
- ・構成者名簿
- ・賠償責任保険関係書類
- ・R7年度の実績報告書等
- ・保健所へ食品衛生又は給食施設等に関する届出を行っていることがわかるもの(こども食堂)



三郷市プレーパーク認定制度

目的: こどもの居場所の更なる拡大

※こども家庭庁「こどもの居場所づくりに関する指針」に基づき、市民・団体・企業等との協働により展開する

認定団体の要件

- ✓ 理念を理解し継続的に活動
- ✓ プレーリーダーがいる
- ✓ 安全管理体制
- ✓ 政治・宗教活動等を目的としない
- ✓ 営利を目的としない(実費相当は徴収可)
- ✓ 暴力団・構成員ではない
- ✓ 賠償責任保険に加入
- ✓ 公序良俗に反しないもの

申請・審査

- 書類の提出
- 面談・現地確認等
- 市が決定



認定

- ✓ 認定証の交付(期間の制限なし)
- ✓ 情報発信・広報活動・企業CSR
- ✓ 活動への助言・協力



活動の報告

- ✓ 年度終了後
- ✓ 実施報告書の作成

事故対応

- ✓ 応急処置
- ✓ 市へ速やかに報告
事故報告書の提出

※市の免責
救護、通災がある場合を除き、活動で発生した損害等について責任を負わない

三郷市のプレーパークとは？

◆こどもが主体的に、自らの責任で自由な遊びや体験ができる場や機会

家庭・学校・公園等の普段では体験できない体験ができる場や機会

危険が生じるおそれがある活動、汚れる可能性がある活動、安全の確保をしながら体験できる場(焚火、泥遊び、工作等)

認定団体を増やす取組

- ◆ 団体・企業等への働きかけ
- ◆ 認定申請・事業報告書類の簡略化
※包括連携協定をしている団体等は、書類の省略可

認定による付加価値
利用者の安心
感等の確保